

「資格」と継続教育(1)

—東ドイツの研究から—

Qualifikation und Weiterbildung (1)

— von der soziologischen Forschung in der DDR —

高橋 満

Mitsuru Takahashi

問題の所在

社会主義社会における教育制度は、社会の再生産といかにかかわるのだろうか。それは社会的格差を解消しうるのだろうか。その中で、継続教育はどのような役割をはたしているのだろうか。

階級と教育・文化の関連をめぐる研究が関心をあつめているようだが、その中心的研究のひとつとしてブルデューらの文化的再生産論の議論がある⁽¹⁾。彼らの研究の眼目は、教育が社会構成体とは相対的に自律的であるかのように存立すること、しかも人びとが、その文化伝達を積極的に受容することにより社会の再生産がはたされることをあばきだすことにある⁽²⁾。しかし、すでに指摘されているように、こうした彼らの研究が、すぐれてフランス的教育制度の特殊性と密接に結びついていることも確かである⁽³⁾。

これに体制的視点をいれればどうであろう。それが本稿の問題意識のひとつでもあるのだが、ドイツ民主共和国(以下、東ドイツという)の教育制度は、その階級的性格を自ら明示しているし、むしろ、個人の全面発達と階級・階層構造の社会主義的発展という重要な政策的課題を担うものとして、と同時に社会的格差を解消するものとして明確に位置づけられている。

本稿では、先の設問すべてに直接答えをだすことはできない。こうした問題意識をもちつつも、研究ノートとして、東ドイツを中心とする研究によりながら教育制度における継続教育の概要を、社会階層化とかかわらせて紹介することに課題を限定しておきたい。その際、資格制度を研究の戦

略点に位置づけ実態を整理したい。わが国でも<資格>が教育問題のひとつの焦点となっているが⁽⁴⁾、ヨーロッパ的伝統においては熟練の資格は特定の職種・賃金と結びついて、人びとの社会階層を規定する社会的資源の重要なひとつの要素となる。しかも、この国では継続教育機関が「なかば落ちこぼれ」た人びとの対策としてだけでなく、資格制度をとおして社会の中核的カードを養成することにねらいをおいているからである⁽⁵⁾。

註

- (1) 「階級と教育・文化」をめぐる問題は決して新しいテーマではない。が、今日の新しい研究の展開は、ブルデューらの再生産論におうところが大きい。例えば、教育社会学会では86、87年の2回にわたる課題研究、「文化的再生産論の可能性」においてブルデューの文化的再生産論を取り上げている。この報告は、『教育社会学研究42集』(1987年)に掲載されている。
- (2) 表現は変えてあるが、これについては、山本哲士『ディスクールの政治学』(新曜社、1987年)151頁。なお、ブルデューらの「文化的再生産の社会学」研究の戦略のひとつに「個人のモビリティと構造移動」がある。ここでは資格が個人の社会移動にどのような機能を果たすのかが問われており、この中で、継続教育と階層の問題が取り上げられているようであるが、フランスでは東ドイツとは異なり、教育システムにおいて継続教育にはマージナルな役割が与えられている。これについては福井憲彦「ヨーロッパ社会学センターの

めざましい『超領域研究』の全貌』（山本哲士・福井編『actes I 象徴権力とプラティック』（日本エディタースクール出版部、1986年）を参照。

- (3) 先の課題研究の議論でも、日本社会への適用妥当性の問題が論点のひとつとなったようである。現状ではブルデュー研究の紹介が中心で、実証的研究としては、宮島喬・田中祐子「女子高校生の進学希望と家族的諸条件—『文化的』環境を中心として」（『お茶の水女子大学女性文化資料館報』第5号、1983年）や藤田英典・宮島喬・秋永雄一・橋本健二・志水宏吉「文化の階層性と文化的再生産」（『東京大学教育学部紀要』第27巻、1987年）があるが、非常に限られたものでしかない。
- (4) ひとつには現代青年の資格志向の高まり、第2に、臨時教育審議会における「生涯学習体系への移行」とかかわり、「公的職業訓練制度の改革」における資格制度の強調などがある。例えば、依田有弘「資格制度の現状と可能性」（原正敏・藤岡貞彦編『現代企業社会と生涯学習』、大月書店、1988年）71—95頁。高梨昌著『臨教審と生涯学習—職業能力開発をどうすすめるか』（エイデル研究所、1987年）を参照。生涯教育体系における成人の職業教育の在り方、あるいは資格の問題は、実践的には重要な論点であるが、より重要な点として、「資格」が学歴社会の問題をも含む教育社会学的に新しい研究視点となりうる概念である、ということに注目しておきたい。
- (5) この点について、以下の紹介の中では批判的に検討できなかったが、これについては、文献③では中心的テーマとして触れられている。彼によれば、「SEDのカードル政策における変化は、その社会学的・社会構造的な研究では情報が断片的であるから、実証の次元で十分な正確さをもって証明されるのは、継続教育の領域においてだけである。継続教育の領域における教育内容と構造的発展の分析は、カードル政策の考えや先に定式化された国家機関の指導的メンバーへの要求が、どれだけ政策的・実践的に断念されたのかを示す指標である」（3: S. 301）。

ただし、幹部養成の機関としてだけでなく、いわゆる「落ちこぼれ」を吸収していることも、この機関の統合的機能のひとつであることは見逃すことはできない。

I 統一的社会主義教育制度と継続教育

1. 統一的社会主義教育制度の成立

東ドイツの教育制度は3つの画期をもって成立している⁽¹⁾。

第1に、46年の「ドイツ学校民主化法」（Gesetz zur Demokratisierung der Deutschen Schule）を経て49年までの時期である。この期の最大の課題は、反ファシズムと民主的社会秩序の形成にあった。とくに、教育の領域では、教育学的素養のない勤労者に対する短期継続教育により民主的教師、いわゆる新教師（Neulehrer）を養成することが急務であった⁽²⁾。同時に、西ドイツに比して特徴的なのは、いち早く複線型教育制度の否定、支配階級・所有階級の教育特権の排除が政策的課題としてすすめられたことであろう。

49年10月の東ドイツの建国、社会主義体制の発展とともに、社会主義的学校制度の確立が課題となった。この期の「核心的問題は、総合技術教育の導入」（2: S. 707）であった。社会主義農業や工業において「生徒の生産集団の形成と組織的編入、上級生への生産日の導入」（2: S. 707）などの国民的大運動が組織され、59年のSED4中総におけるこの実践の総括を経て、59年12月の「東ドイツの学校制度の社会主義的発展に関する法律」（Gesetz über die sozialistische Entwicklung des Schulwesens in der DDR）が制定されている。義務教育としては8年制から10年制の一般教育総合技術上級学校に改組され、これが卒業後の職業生活、教育機関への進学の基礎として、と同時に、この一般教育を基礎とする継続教育のために多様な可能性を開くものとして位置づけられている。

この期の議論で重要なのは、社会主義的生産と教育に関する議論であるが、1960年の第3回職業教育会議では、基本的命題として次のような点が確認されている。

1. 職業教育は、生産とりわけ社会主義的生産と緊密に結びつく。
2. 青年は、職業教育を受け、階級意識をもった労働者、農民に教育されねばならない。
3. 勤労者の教育と資格付与は、社会主義教育制度の確固たる要素である。

4. 社会主義的生産と労働組織の発展は、教育と資格付与措置の内容を規定する〔2: S. 710〕。

ここにみるように、とりわけ社会主義的生産における課題の教育課題化、社会主義的意識の形成の問題が強調された。

こうして65年には「統一的社会主義教育制度に関する法律」(Gesetz über des einheitliche sozialistische Bildungssystem)を経て一応の完

成に向かう。63年のSED第6回党大会では、社会主義建設における教育の意義が次のように確認された。つまり、発達した社会主義社会では、大衆の意識性、全面的に発達した人格が社会の重要な推進力となるし、同時に、社会発展の重要な目標そのものとなる。SED綱領では次のように示されている。

SEDは、全勤労働者の社会主義的意識をさらに発展させ、社会主義社会の要請に対応した教育と文化の高度の水準を達成することを、イデオロギー的・組織的活動の基礎であるとともに主要内容であるとみなす。これらは生産諸力の急速な発展、労働生産性の上昇、あらゆる領域で一層の社会的進歩を実現する本質的条件である。社会主義の包括的建設は、勤労働者の意識的・社会主義的志向と行動によって成し遂げられる。

東ドイツの教育制度は、「効率原理」⁽³⁾とともに、経済政策に従属するという「対応原理」⁽⁴⁾にもとづき編成されていることが一層明瞭に宣言された。

2. 教育制度と継続教育

それでは、継続教育はこの中でどのような位置づけをなされているか。それについては「統一的社会主義教育制度を形成する原則を起草するための国会委員会」の4つの議題のうち、次の3つの議題のなかで集中的に論議が行われた。すなわち、

②成人教育を含んだ教育制度の全体系における各々の教育機関の位置と機能、③養成職種、職業教育、学習指導要領、教授プログラム、教科書の体系性を形成するための原則の決定、④勤労働者や大学・専門学校卒業者の継続教育、教育制度の各段階の教師の現職・継続教育のための原則の決定、である。この結果、継続教育については、教育法第2章「勤労働者の継続教育」§35で次のように規定されている。

- (1)勤労働者の継続教育は、総合的な政治的・一般的教育にもとづき、それと結びついてより高い職業的認識や能力を伝達するのに役立つ。
- (2)勤労働者の継続教育は、統一的国家の基本的計画のもとで行われる。国家機関、経済機関、企業や他の諸施設の指導者は、その管轄領域における勤労働者の継続教育の計画と管理に責任をもつ。
- (3)勤労働者の職業教育は、新しい職業活動のために、科学技術の発展に対応する高度の資格をもった専門労働者を準備し、すでに訓練を受けた専門労働者により高い職業的資格を与える。労働関係に入りながらもそれに対応する職業教育を受けていないすべての市民、すでに職業生活にあり活動に対応する職業教育を受けていない勤労働者は、労働課題を果たすための資格がない。彼らは職業契約を結ばねばならない。より高い資格要求をもつ労働課題、新しい職業を受けもつ勤労働者は、現有する資格の上になされる教育的施策により予想される活動にふさわしく教育される。
- (4)勤労働者の職業的継続教育は、すでに形成されたさまざまな資格段階にある労働力の知識や能力を、科学技術の発展と一致する方向に常に広げ、深める。

勤労働者は、近代の機械装置、新しい材料、新しい成果、新しい技術、より高度の形態の労働組織の導入に間に合うように準備される。彼らは優秀者、革新者、労働研究者の経験によって、最新の科学技術と政治・経済的認識に熟知し、それを適用する能力をもつ。完結した職業教育を受けた上級学校や職業学校の卒業者は、労働過程にはいることにより職業教育を続ける可能性を与えられる。それはとくに高度の資格要求をとまらぬ社会領域あるいは活動のための補習教育により可能とされ

る。

(5)一般教育は、職業継続教育と結びつき広げられる〔6:S. 70〕。

継続教育は社会主義教育制度に有機的に位置づけられているが、その特徴として、まず第1に、あらゆる教育機関が「全面的で、調和的に発達した人格の形成」という視点のもとにその統一性と継続性が配慮されているが、そのなかでとくに、全面的発達が「生涯につづく過程」としてとらえられているために、継続教育にかなり重要な役割が担わされている。第2に、国家の政治的、経済的課題の遂行と密接に関連し、それを人的能力の陶冶において担うことが期待されている。したがって、学習者の主体的な学習が強調されることはあっても、あくまで教育の主体は国家に置かれるものとして理解してよいだろう。

こうした継続教育の位置づけの背景として、ここでは重要な次の2点を指摘しておこう。第1に、義務教育水準の飛躍的な向上が、10年制の一般総合技術上級学校により一層促進されるが、このことにより高年齢層との学歴格差が生じることとなる。そこで、この格差をいかに平準化させるのか、が重大問題となろう。しかし一方では、東ドイツ経済の労働力不足は深刻なものがあつたから、働きながら高年齢者に高い資格や学歴を付与するための制度として継続教育に大きな役割が期待された。

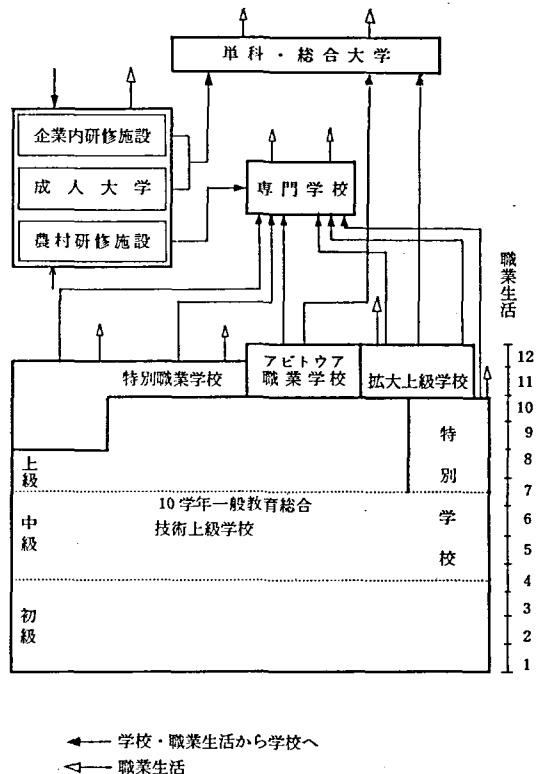
第2に、53年、56・7年の社会的・経済的危機にあつて、国家機関における労働者出身の幹部の量的増大だけでなく、社会主義的イデオロギー的教育の強化による思想的統合と経済的課題遂行のために専門的資格取得が社会主義国家の「階級的強化」のために不可欠なものとして認識された。こうしてだされてくるのが「科学的指導活動」(Wissenschaftliche Führungstätigkeit)という概念であり、これを担う労働者の養成の問題であつた。これと関連して、「国家指導における科学性」および教育内容の基礎として科学・技術革命の進行が指摘されたことも看過しえない⁽⁵⁾。

この継続教育における資格取得の主要目標として、①経済の領域で世界的水準にある高度の科学技術の認識を教授すること、②継続教育は、工業の重要な領域(化学工業、建設業など)に集中し

なければならないこと、③資格をもつ幹部が活動する指導次元に明確に方向づけ、正確な認識を伝えること、の3点が確認された〔3:S. 322〕。

このように、継続教育には、他の教育機関にもまして著しく強く社会主義建設の具体的経済的課題と密接に結びつくことが期待されたといえよう。これは次にみる教育制度編成の基本政策のひとつである「分化」政策によつても一層強く方向づけられた。

図1 東ドイツの学校制度



3. 「分化」・「統合」政策と継続教育

社会主義的教育制度を西ドイツの複線型のそれと比較してみると、その統一性に特徴があるというよう。とくに59年の教育制度の改革までの時期にはブルジョア的特権の除去、複線型教育制度の否定がかなり政策的に強調されたし、基本的には、現在の統一的な社会主義教育制度にもそれは貫かれている、といえよう。しかし、と同時に、社会主義建設と結びついた教育改革の過程で、これとは異なる、いわゆる「分化」政策が導入されている。⁽⁶⁾

では、この「分化」政策が教育制度の中でどのように具体化されているのだろうか。

先にみたように、統一的な教育制度において、教育と生産労働との結合が強調される。より端的に言えば、経済的課題に教育政策を従属させる「対応原理」にもとづき教育制度を編成しようとするものであった。これとの関連で、先にあげたような領域の経済部門の需要に応え、経済発展のとくに意義の大きい職種を担う人材を養成するために、特定の養成職種と結びつく学校の専門分化がすすめられた。つまり、化学工業、機械・建設工業における経済需要と結びつく学校・学級の設置、これが第1の分化の方向である。継続教育機関の教育内容もこれにより先端・基幹部門のそれに特化することが求められている。

第2の方向は、社会主義社会の発展と結びつく能力一般への拡大である。社会主義社会の発展は、勤労者の能動的創造性を推進力とする。このため社会の精神的ポテンシャルを全面的に汲み尽くすために、「特別な能力や才能を早期に助成」するものとして、芸術、音楽、スポーツ、語学、数学の才能ある生徒を特別に養成する特別学級・学校が設立されている。こうして総合技術上級学校にはじまり、教育制度全般にわたり分化が制度化され、社会主義教育制度の本質的属性のひとつとなっていく。

これによって一定の格差が生じることになろう。しかし、一方では「統合」政策が積極的に位置づけられていることを強調しておきたい。その第1が、階層的「統合」政策である。そこでは、ブルジョア的特権にもつづく社会階層間の格差を是正し、制度上の教育機会の均等化を保障する役割を

果たすことがめざされた。基本的には進学は成績が基準となるが、住民の階層構成に配慮、つまり、階層構成に対応する生徒・学生の配分がなされる。だが、自動的に配分されるわけではなく、とりわけ労働者、農民、女性、少数民族に対する特別な助成措置に支持されつつ推進される。例えば、女性に対する視点として重視されたのは、特定の職種への資格取得を助成することにより、一定比率の女性の就労を確保することである。とくに女性専門労働者比率の計画的増大、管理的職種への配置が重視された。継続教育を受ける女性、母親への助成措置については後に詳しく触れることにしよう。

もう一つの「統合」政策は、教育制度的統合といわれるものである。つまり、学校制度上の「袋小路」が生じないよう、大学を頂点とする首尾一貫した教育体系が形成され、分化した学校もすべてが同じように高等教育機関への通路が開かれている。拡大上級学校、アビトゥアつき職業学校、特別学校、そして各種の成人継続教育機関からも大学への入学の道が開かれている。これについては、東ドイツの教育制度に関する概念図から知ることができよう。

註

- (1) 東ドイツの教育制度の史的発展については、文献①②によって考察している。
- (2) 39,348人の教師のうち28,179人がファシスト党員ないし組織メンバーという深刻な事態であった。したがって、終戦直後のこの時期の継続教育の重要な領域のひとつは、現場教師に対するものであった。
- (3) 東ドイツは西欧諸国と同じく、いやそれ以上に効率原理に導かれている。Sibertによれば、この国の教育機関は、「高度に工業化された能率社会の原理や要求にまったく対応している」〔5：S. 154〕という。
- (4) ここでいう「対応原理」とはボウルズらの主義的再生産論のものである。すなわち、「教育の社会的関係が生産の社会的関係に構造的に対応している」（ギンディス・ボウルズ著『アメリカ資本主義と学校教育Ⅰ』岩波書店、1985年、223

頁)ことを意味するが、これは彼らにあつて批判的認識により明らかにできるものであるのに対して、東ドイツにおいてはまさに明示化され、むしろ政策的課題とされている。

(5) 1958年のハーベルスベルガー会議を中心とした議論では、経済指導の問題が中心的に取り上げられ、教育計画を方向づけるものとして、「複雑な地域管理の問題、工業における構造変化、新しい生産部門の発展、科学・技術的認識をより利用する必要、標準化・合理化・自動化からおこる」

〔3：S. 323〕経済界の要求が指摘されている。

(6) この「分化」政策の導入については、次の紹介論文を参照している。石井正司「東独の学校制度、教育内容・方法における『分化』の動向」(『教育学研究』第41巻3号、1974年、22-26頁)。葉根正明「ドイツ民主共和国の『上級学校』における分化と統合の問題—「統一的社会主義教育制度に関する法律」(1965年)の成立過程を中心に—」(『教育学研究』第45巻、第1号、1978年34-44頁)。この他にも、Padagogik誌上で1963年、1971年などにこの「分化」政策をめぐって特集が組まれている。

II 「資格」と継続教育

1. 「資格」と養成職種

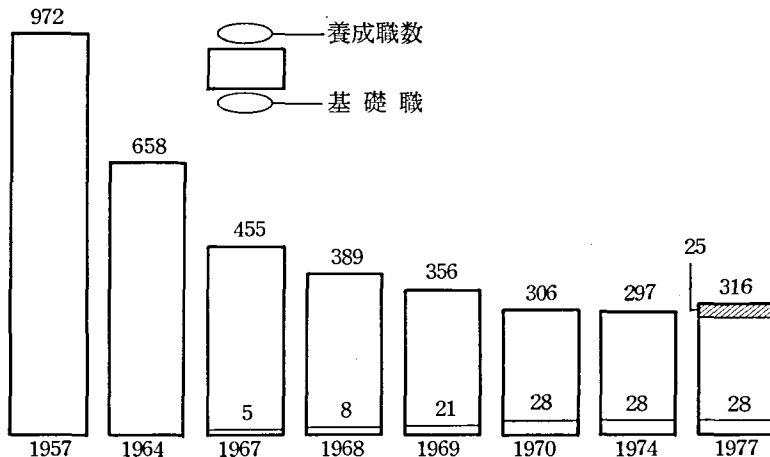
ドイツの社会は、資格社会であるといえよう。

そこでは我が国のように就職後の企業内訓練の過程で資格を修得するのとは異なり、資格の取得が職業活動の前提となる。つまり、そこでは職業横断的労働「市場」が形成され、したがって通常、正式な資格がないかぎり未熟練労働ないし手伝い労働しか職はなく、賃金もそれに応じたものにとどまる。

ここから次のようにいえよう。人びとの社会階層はかなりの程度、その領有する資格の水準、ブルデューのいう制度的な文化資本により規定されることになろう。これは勤労者の学校教育水準、つまり、学歴という資格が統一的になればなるほど、成人教育において取得される資格に応じて分化することになろう⁽¹⁾。だから、一般教育の10学年制義務化が、継続教育機関にとっても重要な画期となり、制度的な整備がはかられることになる。

東ドイツはすぐれて資格社会であるが、「この資格制度は、職業活動をしている間に専門労働者の資格を取得することを、そして大学や専門学校幹部を継続的に教育することを可能にする」〔5：S. 146〕。その場合、職業教育あるいは成人の継続教育機関で取得される資格は法的に定められた養成職種(Ausbildungsberufe)⁽²⁾に結びつく。現在、専門労働者資格の教育は316の養成職種との関連においておこなわれている。

図2 養成職種 (Ausbildungsberufe)



この構造は次のようである。まず、63年から置かれた基礎職 (Grundberufe) が幾つかの養成職種に分れ、これがさらに細分化して専門職 (Spezialisierung) として分枝し、これをもとに職業体系が構成されることになる。この構成も経済構造の変動、より具体的には、科学技術の発展にともなう伝統的な職種内容の消滅や統合、新たな、より高次の技術を要する職種の形成などにより変化する。図のように、大まかにいえば統合され減少しているのだが、この背景には科学技術の知識をより一般化することにより、労働者の職業移動を促進しようとする意図があった。

ところで、この養成職種は資格の観点から大きく3つのグループに分けられている。第1グループは、学歴としては上級学校10学年の卒業を要件とする。これは559の専門職を含む225の養成職種から構成される。教育期間は2年となっている。それらは例えば次のように構成される。養成職、Zerspanungsfacharbeiter は、6つの専門職、旋盤工・フライス工・研磨工・平削り工・ボール盤工・自動工作機械工に分れて養成される。これはさらに基礎職、金属工に包摂される。

第2のグループは、上級学校8学年の卒業を要件とする。48の専門職を含む66の養成職種からなる。うち41の養成職は3年、25の養成職は2年が養成期間となっている。例をあげると、養成職である軌道工専門労働者が2つの専門職、つまり道路工事工と軌道工に分れる。

以上のグループは職業教育においても養成されるが、第3のグループは労働者に対する継続教育においてのみ資格が取得される。36の専門職、25の養成職から構成される。養成期間は一定していない。バスなどの交通運転手と市街清掃自動車運転手という専門職に分化する養成職、自動車運転専門労働者となる。

2. 企業内研修施設

東ドイツの継続教育を西ドイツのそれと比較するとき、決定的な相違は次のことにある。すなわち、「職業的資格付与の制度が、あらゆる経済部門に対し、地域において比較的統一的に組織化・構造化されているということ、継続教育の施設が社会主義的教育制度に完全に統合されている」〔5:

S. 141〕ということである。

この継続教育機関のうち重要なものとして、企業内研修施設 (Betriebsakademie)、農村研修施設 (Dorfsakademie)、成人大学 (Volkshochschule) などがあるが、このうちドイツの伝統を継承した成人大学は東ドイツの展開の中で、おもに、成人教育教師の継続教育、勤労者の一般的教養を高める課題、大学入学資格 (Abitur) 取得のための授業が行われている。したがって、資格取得と結びつく職業的継続教育のもっとも重要な機関として、ここでは企業内研修施設を中心に取りあげよう。

企業内研修施設の成立 社会教育における職業教育は、まず、成人大学においてははじめられたが、その東ドイツの特徴は、終戦直後の教育活動の中でただちに、企業における生産との結合が強調され、企業成人大学となったことである。これを中心に、企業職人学校、企業党学校、企業上級学校などが設けられた。これら相互の連携が主張されたが、さらに、中央集権的な教育計画においてその効率性が主張されたにもかかわらず、継続教育の多様性は解消されなかった。この期の特徴は、「非生産的多様性」 (unproduktive Vielfalt) (〔5: S. 142〕) として総括されよう。

このため53年3月には企業技術学校に統合され、専門的職業継続教育がめざされた。そこでは勤労者への体系的継続教育、再教育がおこなわれたが、技術教育偏重、一般教科科目、自然科学的教育の軽視が問題点として指摘された。

つまり、生産との結合はいうまでもないが、一方、他の教育機関との制度的統合が重視されねばならなかった。また、科学技術の発展、産業構造の変化など社会主義社会の発展とともに、社会主義的合理化にともなう職業移動は不可避となる。そのためには新たな労働課題を遂行するために、狭い技術教育ではなく、広い科学技術的視野をもった教育による資格取得が必要となる。こうして一般基礎教育の改善とともに、資格制度と結びつく体系的な職業教育を施す機関として、58年に企業内技術学校が改組され、企業内研修施設が設置される。

ここで、前もって、企業内研修施設の機能を文献〔1〕により概括しておこう。まず第1に、企業や他の経済主体の具体的な要求に応じた専門労働者

教育である。第2に、専門労働者に対する追加的な補習教育があげられる。経済の構造変化や合理化の必然性がこの役割を大きなものにして、といえよう。第3に、労働集団や生産組織の管理を担うマイスター教育、2年間にわたり基礎教育・専門教育・特殊教育が施される。そして最後に、国家協定にもとづく外国人労働者に対する専門労働者の資格付与である。このうち、この教育機関の成立以来もっとも力が注がれてきたのが第1の専門労働者資格付与の機能である〔1：S. 114－120〕。

資格と企業内研修施設 企業内研修施設への改組とともに、賃金歩合制的な資格制度も体系的・段階的な資格制度に改革される。この資格はどのように構成されているだろうか。そして、これは企業内研修施設とどう関連するのであるだろうか。

資格制度は、A－Cの3つのコースに分れている。しかしこのうちBコースは、生産労働者に該当する労働課題の遂行に必要な、最新の科学・技術的知識を教授し、補完しようとするものである。より企業実践に関連し、継続教育の〈経済的有用性〉を示すものではあるが、職業の上昇移動と直接結びつかない。Cコースは、一般教養的知識を教授し、高等教育機関との関連を継続教育機関においても制度的に保障しようとするものである。したがって、社会階層移動とのつながりはAコースが強い。

このAコースの資格段階は次のように分けられる。第1に、A1－4までの段階で、専門労働者の資格が取得される。A1で未熟練労働者の教育がはじまり、A3段階で専門労働者試験が施される。次のA4段階ではこの専門労働者に特殊な知識・技術が教授される。第2に、A5－9までの段階で、A5でマイスター、A6で技術者、A7でエンジニア、A8で主任エンジニア、A9にいたり大学・専門学校卒業者に対する継続教育がおこなわれる。数字的にみると、このうちA5段階の専門労働者教育過程までが企業内研修施設が受けもつこととなり、それ以降の段階は専門学校、大学などの高等教育機関が対応する。こうしたことからいうと、企業内研修施設は、現場で働く労働者の再教育、未熟練労働者の解消と専門労働者を養成し、資格を付与する機関として位置づけられ

ている、といえよう。

それでは企業内研修施設における資格取得過程に、どれだけの勤労者が参加しているだろうか。この施設で専門労働者資格を取得したものは全体の約3分の1になるというが、統計的には明確ではない。ただ残り3分の2については、青年が職業教育機関において取得したものであるとすれば、比較的高齢の未熟練労働者の解消された部分にはほぼ一致する。これについては、また後に詳しくみよう。

3. 養成契約と助成措置

養成契約 ドイツの伝統の資格社会では、転職するには非常に困難をとまなりわけであるが、しかし、一方、社会主義の発展にとまなり構造変化や社会主義の合理化にとまなり勤労者の社会移動が要請される。また、就職も労働市場をとおさず、計画的に調整されねばならない。経済・労働政策と教育政策の密接な関連が不可欠となるが、そこで具体的施策として「要」の位置を占めるのが、企業と再教育を要する勤労者、すなわち養成工(Auszubildender)との間に結ばれる養成契約(Ausbildungsvertrag)である。

この養成契約は、企業と養成工との権利と義務の関係を定めたもので、企業の長期計画を実現するために、養成職種、養成期間、休暇、報酬、養成修了後の給与などをあらかじめ定めるものである。

養成期間が終わると、企業は養成職種に応じた職場を確保しなければならない。同時に、養成期間中も企業の厚生施設、社会保険の適用を受ける。これにより、養成期間中の生活の安定と雇用の確保がはかられるわけであるし、失業はない。だが、主体はあくまで国家の経済計画に置かれるわけであるから、特定資格を得ようとする個人の希望のすべてが、企業の継続教育の領域で実現されるわけではない。

助成措置 東ドイツでは、資格を取得しようとする労働者に対してさまざまな奨励措置が取られている。そのうちで、階層的統合政策の視点からも、労働力政策の上からも重要なのは、継続教育において資格を取得する場合の女性への助成措置(Förderungsmaßnahme)である。これについてみ

ることによろう

重点は次の3点である。

- ①部分的になお存在している資格の遅れを克服し、女性生産労働者を専門労働者化すること。
- ②目的志向的な継続教育によって、女性の肉体的・心理的特殊性に対立しないかぎりであらある職業、とくに科学技術の進歩を統御できるような職業を開拓すること。
- ③責任ある機能、とくに管理的機能を女性が引受けることを奨励すること〔4:S. 75〕。

教育法第2章、§36では、これは次のように規定されている。「より高い職業的資格を求める女性や少女の努力は、さまざまな、ことなる形態と方法によって促進される。彼女たちは専門労働者に教育され、中間指導的機能を担うために準備される。技術的職業のための女性の教育には特別な注意がはらわれる」〔6:S. 70〕。

その際に予想される困難は、家事労働、子どもの世話がもっぱら女性に割り当てられていること、あるいは子どもの出生による労働の中断などがある。東ドイツを含む社会主義国においても性別役割分割の傾向が依然として強い。したがって、実質的な教育機会の均等化を実現するためには、女性に対する措置が必要とされよう。とくに、子どもをもつ母親が職業的資格を得、しかも一定の水準を維持するためには特別な社会的支持と助成が不可欠となる。これについても、労働法(AGB)第2章、§154において「世帯に16歳未満の子どもをもつ女性は継続教育との関連において専門的・政治的イデオロギー的資格の現実的可能性をつくるために特別な援助が与えられる。」〔4:S. 81〕という規定が設けられている。

では具体的には、どのような援助がなされているだろうか。この助成措置として重要なものを、一般的な形ではあるが次にかかげよう。

- ①労働時間の短縮、労働時間の交替、労働時間内の教育。
- ②妊娠休暇。妊娠期間中あるいは子どもの世話の間の労働免除。
- ③養成期間中の労働報酬の保障。追加的な交通費、宿泊料、授業料の返還。

④長期の職業経験がある場合の専門労働者試験の軽減措置。

⑤表彰などによる資格取得の奨励。

この女性の資格取得への助成は、年々の企業集団契約において「女性助成計画」として作成され、これにもとづき実現される。つまり、これにより企業は継続教育に際して女性を援助する義務を負う。とりわけ、社会主義的構造変化や合理化との関連ではそうである。こうした政策が積極的に取られるのは、理念としてではあれ、教育と職業的資格こそは、女性が労働過程、社会生活、家庭生活において人格を全面的に展開し、それによって社会における実質的同権のもとに生活・活動する本質的前提ととらえる考え方が基底に生きているからなのである。

註

- (1) Siebertによれば、東ドイツにおける「個人々の社会階層は、かなり資格水準や能力水準によって規定される。だから資格段階の違いは、職業人の職業的地位を規定する。勤労者の学校教育水準が統一的になればなるほど、それだけ強く社会的分化は成人の資格取得の領域で生じる」〔5:S. 54〕。「階層と教育」の問題を、継続教育における資格取得に焦点をあてつつ考察する本稿の意図もここにある。
- (2) 養成職種とは、「生徒の職業教育制度あるいは成人の継続教育制度において学ばれ、専門労働者としての資格に結びつく職業である」〔1:S. 96〕、と規定されている。

(1989. 8. 4 受理)

引用文献

- 1 Akademie der Pädagogischen Wissenschaften der DDR (hrsg.): Das Bildungswesen der DDR, Volk und Wissen Volkseigenen Verlag Berlin 1979.
- 2 Gunther, Kar Heint (hrsg.): Gesichte der Erziehung, Volks und Wissen Volkseigener Verlag Berlin 1987.

- 3 Glaeßner, Gert-Joachim: Herrschaft Deutsch
Kader, Westdeutscher Verlag, 1977.
- 4 Hein, Eva / Klaus Rosenfeld: Frauen in
Ausbildung und Beruf, Staatsverlag der DDR
Berlin 1985.
- 5 Siebert, H.: Bildungspraxis in Deutschland
Schule und Erwachsenenbildung der BRD und
DDR im Vergleich, Bertelsmann Universitäts-
tsverlag 1971.
- 6 Zusammengestellt und bearbeitet von Ursu-
la Adomeit: Förderung der Frau in der DDR,
Staatsverlag der DDR, Berlin 1988.